

【 役場組織の変更のお知らせ 平成20年4月から 】

役場組織の一部見直しに伴い、平成20年4月から下記のとおり変更となりますのでお知らせします。主な見直しとしては、①出納室を廃止し、新たに「会計課」を設置します。②医療制度の改正等に伴い、環境保健課の保健衛生に関する業務を、国保年金課・社会福祉課・児童家庭課へ移行し、環境・清掃・ごみ処理に関する業務については住民課へ移行します。環境保健課は廃止します。③国保年金課の年金に関する業務については住民課へ移行します。

このことにより、住民課の名称が「住民環境課」、国保年金課の名称が「健康保険課」へと変更になります。各種申請等、手続きの場所も変更になりますので下表でご確認下さい。

ご迷惑をおかけしますが、お問い合わせ等お間違えのないようご注意をお願いします。

平成19年度		平成20年4月から		
住 民 課	TEL：998-2443	住民環境課	TEL：998-2443	※課名変更します。
ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 イ 諸証明の交付に関する事項 ウ 外国人登録事務に関する事項 エ 住民相談に関する事項		ア 戸籍及び住民基本台帳に関する事項 イ 諸証明の交付に関する事項 ウ 外国人登録事務に関する事項 エ 住民相談に関する事項 オ 国民年金に関する事項		これまで通り東風平庁舎でも取り扱います。
		(東風平庁舎環境窓口 TEL：998-8203)		※環境の窓口は東風平庁舎です。
		カ 環境衛生に関する事項 キ 清掃及びごみ処理に関する事項 ク 墓地埋葬法に関する事項		※環境・清掃・ごみ関係の手続きは東風平庁舎でお願いします。
社会福祉課	TEL：998-9598	社会福祉課	TEL：998-9598	※課名の変更はありません。
ア 社会福祉に関する事項 イ 老人福祉に関する事項 ウ 障がい福祉に関する事項 エ 生活保護に関する事項 オ 介護保険に関する事項		ア 社会福祉に関する事項 ・献血に関する業務を追加 イ 老人福祉に関する事項 ウ 障がい福祉に関する事項 ・精神保健福祉に関する業務を追加 エ 生活保護に関する事項 オ 介護保険に関する事項		※精神保健福祉の手続き、相談は本庁舎の社会福祉課が窓口となります。
児童家庭課	TEL：998-7163	児童家庭課	TEL：998-7163	※課名の変更はありません。
ア 児童福祉に関する事項 イ 保育に関する事項		ア 児童福祉に関する事項 イ 保育に関する事項 ウ 母子保健に関する事項 ・乳幼児・1才半・3才児検診等に関する業務 ・予防接種（インフルエンザ除く）に関する業務		※本庁舎が窓口となりますが、検診・予防接種はこれまでどおり保健センターで実施します。
国保年金課	TEL：998-2210	健康保険課	TEL：998-2210	※課名変更します。
ア 国民健康保険に関する事項 イ 老人保健医療に関する事項 ウ 国民年金に関する事項		(八重瀬町保健センター TEL：998-1149) ア 国民健康保険に関する事項 イ 老人保健医療に関する事項 ウ 後期高齢者医療に関する事項 エ 保健事業に関する事項 ・特定健康診査：特定保健指導に関する業務 ・一般検診：各種ガン検診：結核検査：健康相談：訪問指導 ・65才以上インフルエンザ予防接種に関する業務 ・結核予防及び複十字シール募金に関する業務		※特定検診等・保健事業を実施します。
				※保健事業は、保健センターで実施します。
出 納 室	TEL：998-2200	※出納室は廃止します。		
		会 計 課	TEL：998-2200	※新設します。
		・会計事務に関すること。		
環境保健課	TEL：998-8203	※環境保健課は廃止します。		
ア 保健衛生に関する事項 イ 環境衛生に関する事項 ウ 清掃及びごみ処理に関する事項		八重瀬町保健センターは健康保険課（旧国保年金課）が管理し、特定健康診査・保健指導・その他保健事業に活用します。 これまで保健センターにおいて実施してきた、母子保健事業・予防接種は児童家庭課が窓口となりますが、引き続き保健センターで実施します。		

住民票・戸籍の請求時における本人確認について



5月1日より戸籍・住民票の交付を受けるには
身分証明書の提示が必要です！

本人の知らない間に戸籍や住民票等の証明書が不正に取得されるといふ事件が全国的に発生していることを受け、法律が改正され、平成20年5月1日の交付請求時から、窓口に来られた方の本人確認が義務付けられることになりました。

不正請求防止のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

お持ちいただく本人確認書類

1. 顔写真付の身分証明

運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、身体障害者手帳など

※顔写真付の身分証明をお持ちでない場合は以下のア、イの書類を各1点

ア（官公庁等が発行したもの）国民健康保険証、社会保険証、共済組合員証、国民年金手帳など

イ（官公庁等以外が発行したもの）社員証、本人名義の預金通帳、キャッシュカード、病院の診察券など

ご不明な点は住民環境課までお問合せください。電話 998-2443

平成20年度 八重瀬町こいのぼりの集いのお知らせとお願い！

テーマ：しっかり見つめよう そしてみんなで育もう「八重瀬の宝」

「こいのぼりの集い」を開催します！こいのぼりの集いは、町内の保育園・所の園児を招待して行われますが、お子様連れの参加は自由です。どうぞお気軽にご参加ください。

1. 目的

- ・端午の節句を前にして、八重瀬町の未来を担うこども達の健やかなる成長を祈念し、ともに祝う。
- ・具志頭海岸域・八重瀬公園など、観光資源としての活用を考える機会とする。
- ・戦後63年、風化しつつある過去の歴史を顧みることにより平和の心を育む。
- ・参加者の交流や、事業の実施を通して、八重瀬町民の融和を促す。

2. 主催 ・八重瀬町 ・八重瀬町商工会青年部

3. 日時 平成20年5月2日(金) 9:30～ ※掲揚期間は4月28日(月)～5月15日(木)

4. 場所

具志頭城址（雨天等の場合は、具志頭農村環境改善センター・ホールで開催予定）

5. こいのぼりの集いの内容

具志頭城址（慰霊碑）・八重瀬公園入口（慰霊碑）・役場構内等公共施設・東風平運動公園園体育館横遊具周辺にこいのぼりを掲揚。

当日は、次のイベントを行う。

- ①未来を担うこども達の健やかなる成長を祈念し、こいのぼりの歌を高らかにうたい掲揚する。
- ②パラグライダーのデモ飛行を行う。（当日の天候に

より中止になる場合がある）

- ③テーマの願いを込めて、参加者全員で風船を放つ。（ピエロを予定）

- ④参加児童にお菓子を配布する。 ～終了

6. こいのぼり提供のお願い

- ・役場で所有しているこいのぼりだけでは不足しています。目的をご理解いただき、各家庭でご不要になったこいのぼりがありまたらご提供賜りますようよろしくお願いいたします。

※提供受付期間・場所：4月14日(月)～5月2日(金)
役場企画財政課(998-2668)

※昨年同様、八重瀬町青年会の協力を得てビニール製の手づくりこいのぼりを作成します。

第3回八重瀬町児童オリンピック

町内各子ども会の活性化と交流を図るとともに、青少年健全育成と児童の健康体づくり等に寄与します。

【日時】平成20年5月18日(日)

(予備日：平成20年5月25日(日))

午前8時30分開会式（9時競技開始）

【場所】東風平運動公園陸上競技場

【問い合わせ・申込先】八重瀬町役場 社会教育課
東風平運動公園体育館
(TEL 098-998-2140)